

(平成28年度実施分)

大学評価・学位授与機構が実施する 高等専門学校機関別認証評価について

(高等専門学校機関別認証評価に関する説明会)

独立行政法人大学評価・学位授与機構

1

認証評価とは：

学校教育法第109条で定める評価制度

(学校教育法第109条は評価実施手引書25ページに抄録)

(1) 自己点検・評価の実施とその結果公表の義務

第1項 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、**文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備**（次項において「教育研究等」という。）の状況について**自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。**

2



(2) 文部科学大臣の認証を受けた機関による評価 (認証評価) を受ける義務

第2項 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、**政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者**（以下「**認証評価機関**」という。）による評価（以下「**認証評価**」という。）を受けるものとする。（以下略）

(3) 認証評価の実施方法

第4項 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、**大学評価基準**（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）**に従って行うものとする。**



質保証のしくみ

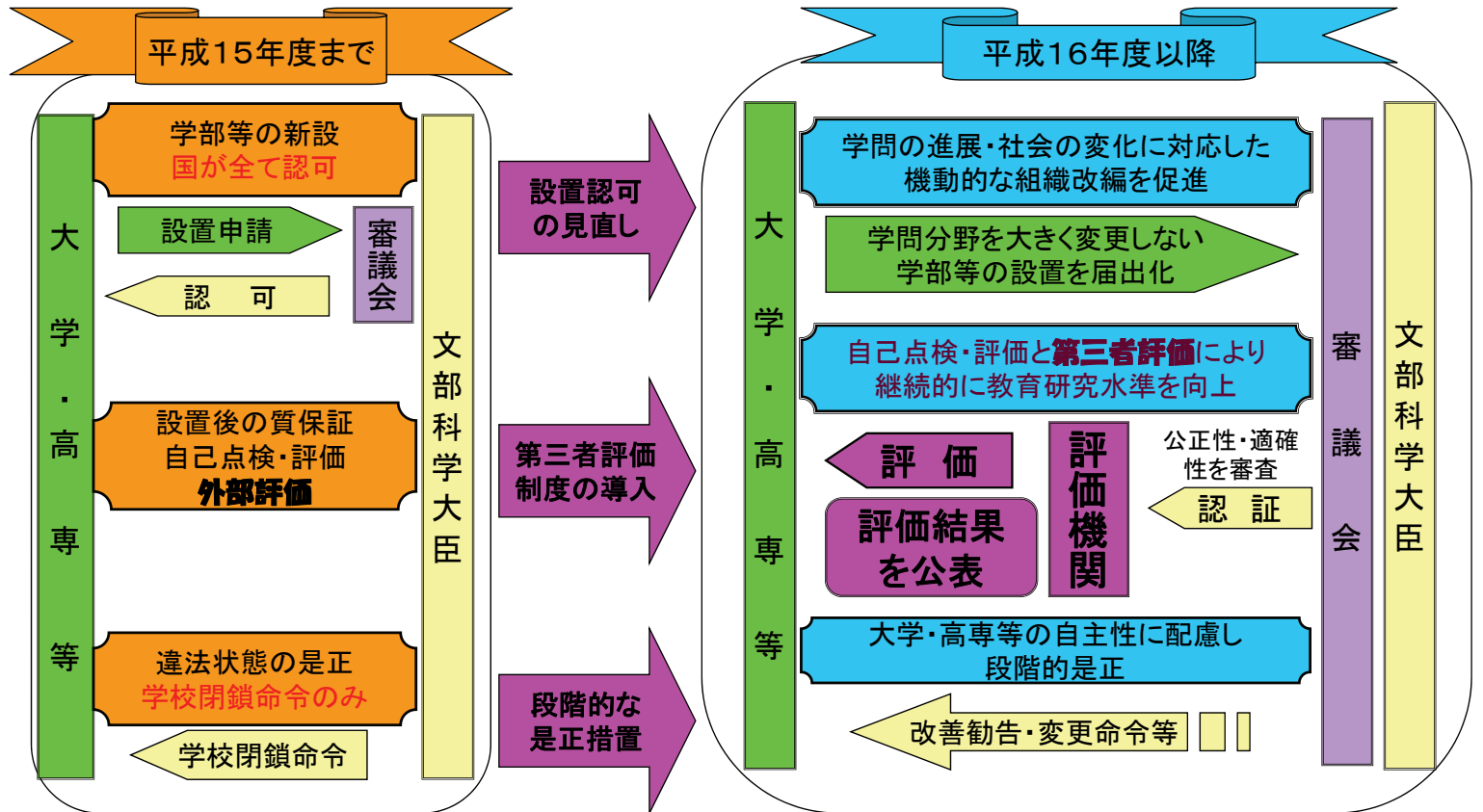
● 内部質保証

高等専門学校¹の質保証の責任は、第一義的には、その高等専門学校自身にある。

● 外部質保証（公的質保証）

- ・ 設置基準
- ・ 設置認可（事前規制）
- ・ **認証評価（事後確認）**

大学教育・高専教育の質保証のシステム 認証評価



大学評価・学位授与機構が行う高等専門学校機関別認証評価（「評価実施大綱」）

- I 評価の目的
- II 評価の基本的な方針
- III 評価の実施体制等
- IV 評価基準の内容
- V 評価の実施方法
- VI 評価結果の公表

I 評価の目的

- ① 機構が定める高等専門学校評価基準に基づいて、高等専門学校を定期的に評価することにより、**高等専門学校の教育研究活動等の質を保証すること。**
- ② 評価結果を各高等専門学校にフィードバックすることにより、**各高等専門学校の教育研究活動等の改善に役立てること。**
- ③ 高等専門学校の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを**社会に示すことにより**、公共的な機関として高等専門学校が設置・運営されていることについて、**広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。**

7

II 評価の基本的な方針

1. 高等専門学校評価基準に基づく評価
2. 教育活動を中心とした評価
3. 各高等専門学校の個性の伸長に資する評価
4. 自己評価に基づく評価
5. ピア・レビューを中心とした評価
6. 透明性の高い開かれた評価

8

基本方針1 高等専門学校評価基準に基づく評価

機構が定める高等専門学校評価基準に基づき、各高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況（教育研究、組織運営、及び施設設備）について、**基準を満たしているかどうかの判断**を中心とした評価を実施する。

基本方針2 教育活動を中心とした評価

- 評価は、全ての国・公・私立高等専門学校が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、**教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況の評価**を実施する。
- 高等専門学校の希望に応じて、「**研究活動の状況**」や「**正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況**」についても、評価を実施する。

基本方針3 高等専門学校の個性の伸長に資する評価

高等専門学校評価基準に基づいて行われるが、その判断に当たっては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各高等専門学校が有する「目的」を踏まえて評価を実施する。

「目的」：高等専門学校の使命、教育研究活動等を実施する上での基本方針、及び、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとしている基本的な成果等

基本方針4 自己評価に基づく評価

- 評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた高等専門学校の主体的な取組を支援・促進するためのものである。
- 実効あるものとして実現していくために、機構の示す高等専門学校評価基準及び自己評価実施要項に基づき、高等専門学校が自ら評価を行うことが重要である。
- 機構の評価は、高等専門学校が行う自己評価の結果を分析し、その結果を踏まえて実施する。

基本方針5 ピア・レビューを中心とした評価

高等専門学校の教員及びそれ以外の者で高等専門学校の教育研究活動に関して識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施する。

基本方針6 透明性の高い開かれた評価

- 評価基準や評価方法を公開し、意見の申立制度を整備して、評価結果及び評価担当者名を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価を行う。
- 開放的で進化する評価を目指して、評価の経験や評価を受けた高等専門学校の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図る。

III 評価の実施体制等

- **高等専門学校機関別認証評価委員会**

国・公・私立高等専門学校の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者から構成される。

- **評価部会**

評価委員会の下に設置され、具体的な評価を行う。
対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家等を配置する。

- **運営小委員会**

各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う。

評価担当者に対する研修

- **機構の評価担当者**が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるように、高等専門学校評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施する。

- **高等専門学校の自己評価担当者**に対し、機構が行う機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法などについて説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施する。

IV 評価基準の内容

- 高等専門学校評価基準は、**教育活動を中心として高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、11の基準**で構成されている。
- 11の基準は、**機構が高等専門学校として満たすことが必要だと考える内容**が規定されており、**全ての高等専門学校を対象**としている。
- 基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「**基本的な観点**」を設定している。なお、高等専門学校の目的に照らして、**独自の観点**を設定することができる。
- また、**希望する高等専門学校を対象として機構が独自に実施する選択的評価事項**を設けている。

評価基準の構成概要（1）

- **認証評価基準** ⇒ 基準 1 ～ 基準 11（必修）
- **選択的評価事項** ⇒ 選択的評価事項 A 「研究活動の状況」
選択的評価事項 B 「正規課程の学生以外
に対する教育サービスの
状況」

評価基準の構成概要（2）

基準1	高等専門学校の目的	—	目的
基準2	教育組織（実施体制）	}	教育体制・活動・成果
基準3	教員及び教育支援者等		
基準4	学生の受入		
基準5	教育内容及び方法	}	教育・学習サポート体制
基準6	教育の成果		
基準7	学生支援等		
基準8	施設・設備	—	改善システム
基準9	教育の質の向上及び改善のためのシステム		
基準10	財務	}	機関全体の運営活動
基準11	管理運営		
選択的評価事項A	研究活動の状況		
選択的評価事項B	正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況		

基準ごとの構成（「高等専門学校評価基準」）

基準1 高等専門学校の目的

- 1-1. 高等専門学校の目的（高等専門学校の使命、・・・）
- 1-2. 目的が、学校の構成員に
・・・

趣旨

本評価においては、高等専門学校の個性や特色が十分に発揮できるよう、高等専門学校に対してその学校の教育研究活動に関する目的の明示を求め、その内容を踏まえて評価を行います。・
・
・

基本的な観点

1-1-① 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、・・・

1-2-① 目的が、学校の構成員に周知されているか。

1-2-② 目的が、社会に広く公表されているか。

（独自の観点）・・・

基準・観点と評価(基準を満たすか否かの判断手順)

各基準を満たしているか。 ⇔ 基準毎に観点の状況を総合的に判断する。

基準1～基準11の全てを満たしている。 ⇔ 当該高等専門学校は高等専門学校評価基準を満たしている。

基準1～基準11の一つでも満たしていない。 ⇔ 当該高等専門学校は高等専門学校評価基準を満たしていない。 → 「追評価」

21

V 評価の実施方法

(1) 評価プロセスの概要

① 高等専門学校による自己評価 (「自己評価実施要項」)

② 機構における評価

1) 11の基準ごとに、自己評価を踏まえ、高等専門学校全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。

また、必要に応じて学科・専攻科等ごとに分析、整理します。

2) 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨の指摘を行います。(「改善を要する点」及び「優れた点」の指摘)

22

(2) 評価方法

評価は、各評価部会が、**書面調査及び訪問調査**により実施。書面調査及び訪問調査は、別に定める「評価実施手引書」及び「訪問調査実施要項」に基づき実施。これらの調査、分析結果を基に、各評価部会は**評価結果（原案）**を作成します。

(3) 意見の申立てと評価結果の確定

評価委員会は評価結果（原案）を審議し、評価結果（案）として取りまとめた後、対象高等専門学校に通知し、その内容等に対する**意見の申立ての機会**を設け、この意見の審議等を経て評価結果を確定します。

VI 評価結果の公表

(1) 評価結果は、評価報告書により公表。

(2) 評価報告書は、対象高等専門学校ごとに作成し、対象高等専門学校及びその設置者に提供。

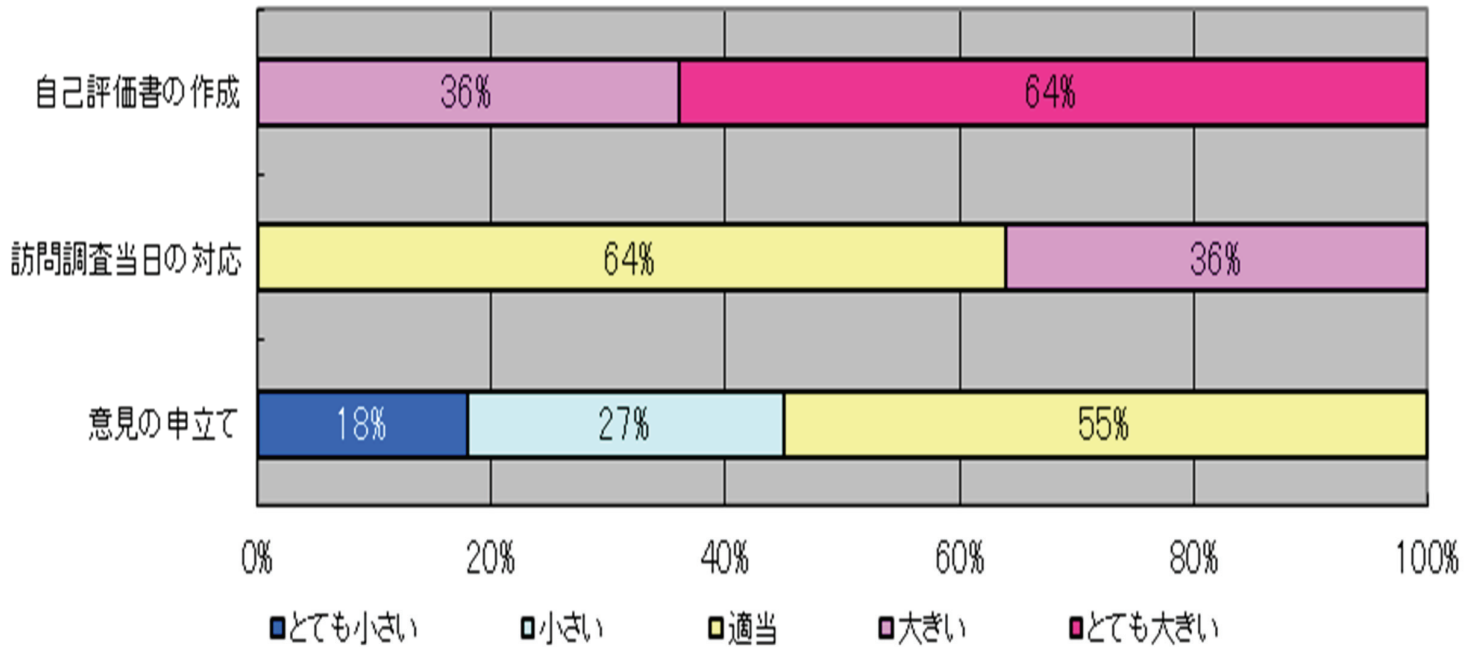
また、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等により、広く社会に公表。

2 巡目から評価結果の概要を当機構の責任において英訳し、ウェブサイトにおいて公表している。

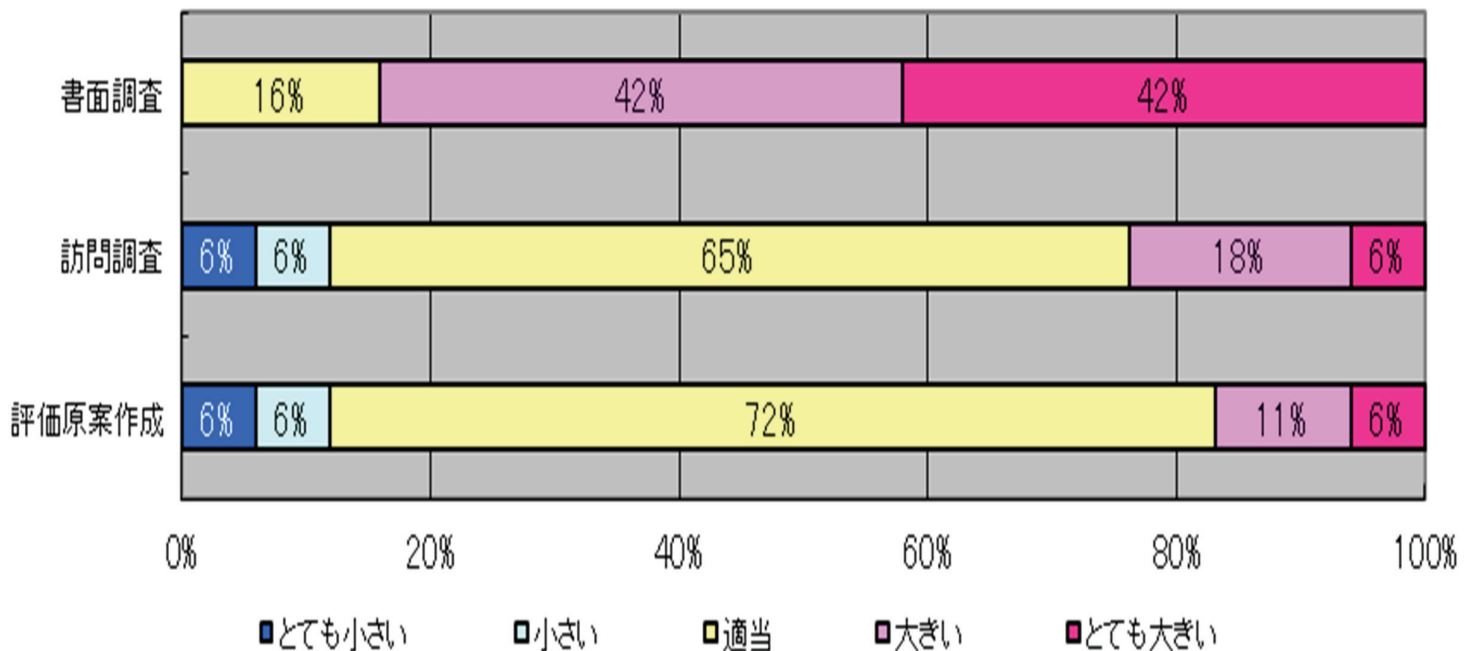
(3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、高等専門学校から提出された自己評価書を機構のウェブサイトへ掲載。

(参考) 平成25年度に実施した高等専門学校機関別認証評価に関する検証結果報告書(平成27年3月) 抜粋

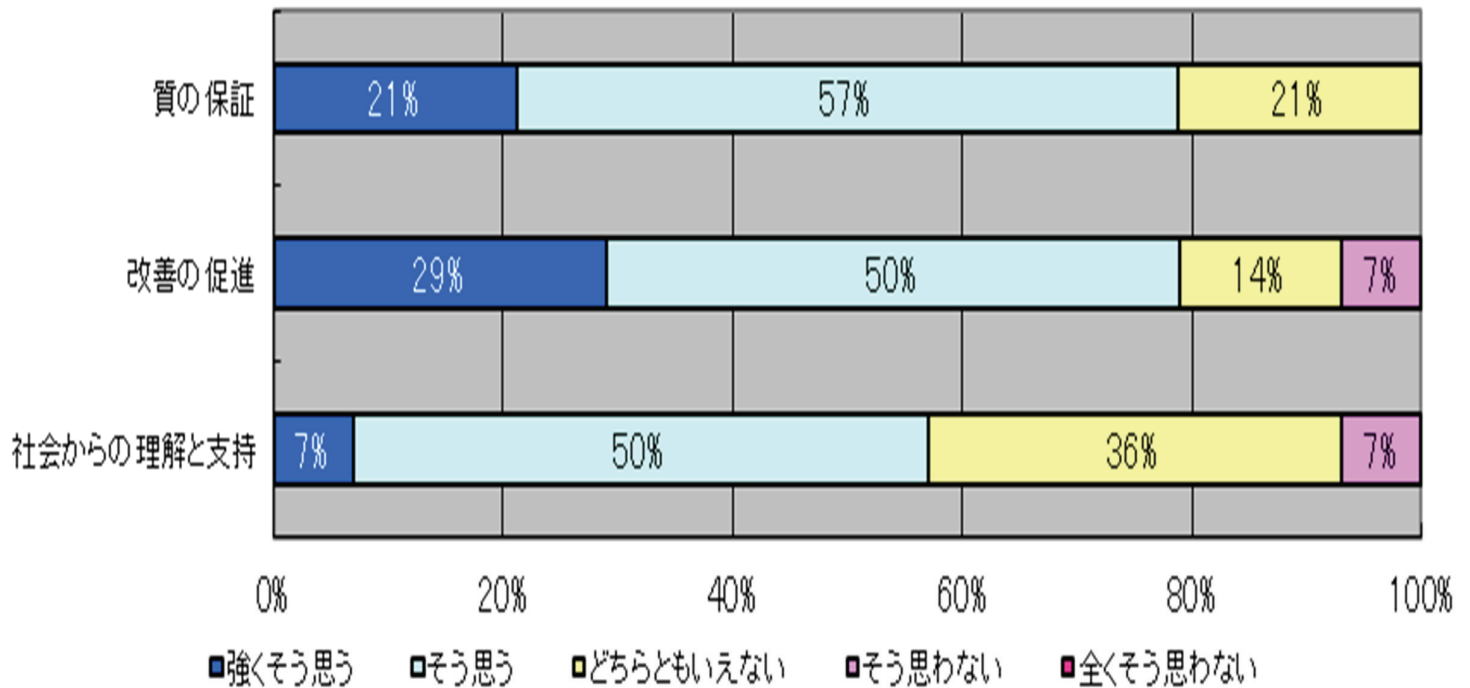
【対象校】 評価に費やした作業量



【評価担当者】 評価に費やした作業量



【対象校】 評価の目的に対する有効性(評価作業に費やした労力)



【評価担当者】 評価の目的に対する有効性(評価作業に費やした労力)

